

様式第30の2（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告 年 月末現在		
サービスの種類 F T T Hアクセスサービス		
事業者名 法人番号		
端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にV D S L 設備 その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

- 注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。
- 2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務（同条第1号に掲げるものを除く。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のV D S L 設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。
- 4 記載する事業者数の数に応じ、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に当該事業者名を記載すること。
- 5 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。